

# ～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成29年10月  
大分県人事委員会

## 【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差等に基づく給与改定
- 5 本年の給与改定
- 6 職員のモデル給与例
- 7 最近の給与勧告の状況

# 1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の各給料表適用者15,453人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より49人減少しています(そのうち行政職給料表適用者は4,282人で、昨年より25人増加しています。)

また、対象職員の平均年齢は44.2歳で、昨年より0.1歳低下しています(そのうち行政職給料表適用者の平均年齢は昨年と同じ42.7歳となっています。)

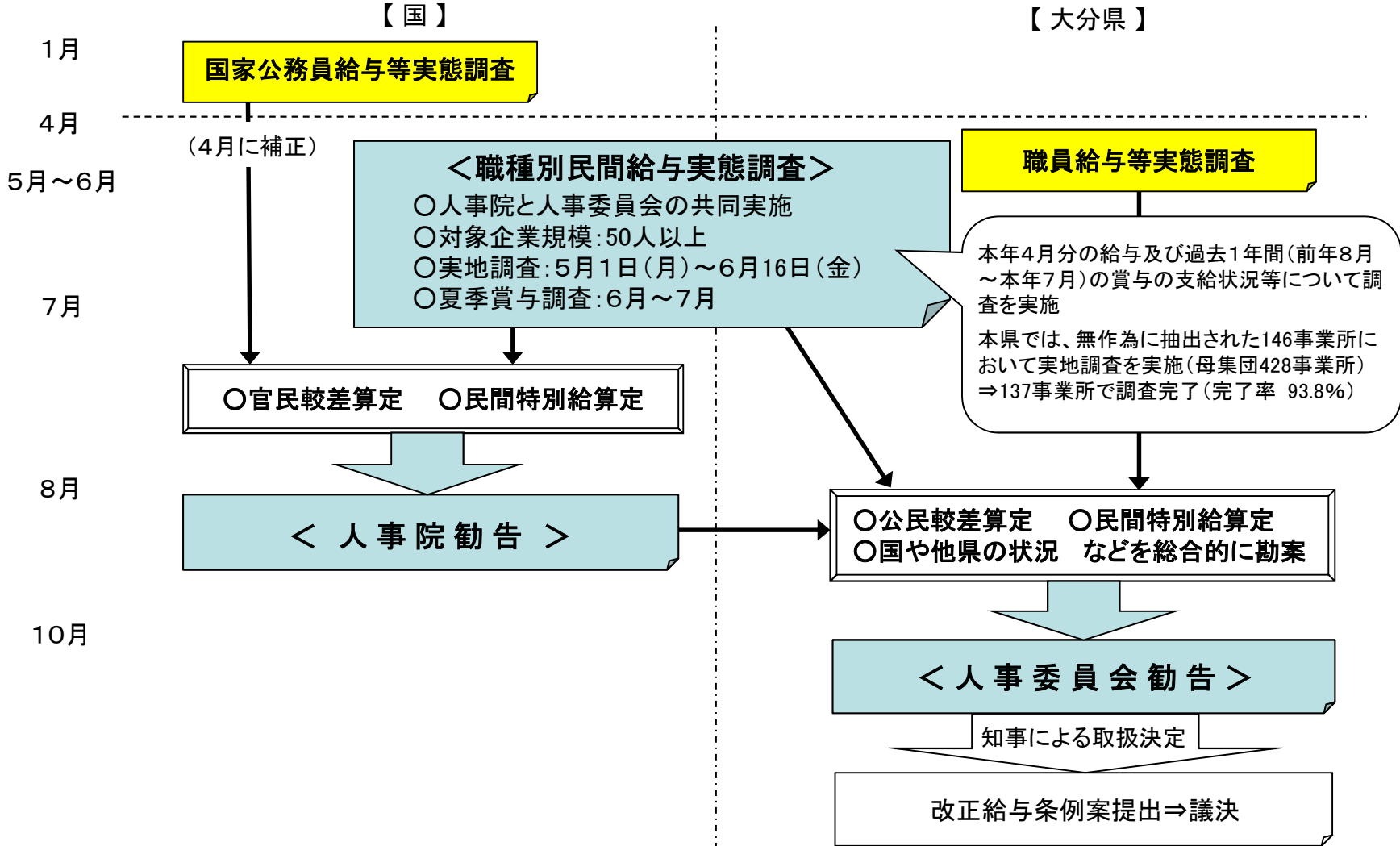
(各年4月1日現在)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	平成29年	平成28年	増減	平成29年	平成28年	増減
行政職	4,282	4,257	25	42.7	42.7	—
研究職	223	229	△6	41.4	41.5	△0.1
医療職(一)	17	16	1	44.8	43.9	0.9
医療職(二)	214	232	△18	41.9	42.3	△0.4
海事職	41	39	2	43.2	43.0	0.2
公安職	2,034	2,032	2	38.3	38.5	△0.2
教育職(一)	2,683	2,669	14	46.6	46.4	0.2
教育職(二)	5,959	6,028	△69	46.3	46.7	△0.4
全職種	15,453	15,502	△49	44.2	44.3	△0.1

※特定任期付職員はH29.4.1時点では在職していません。

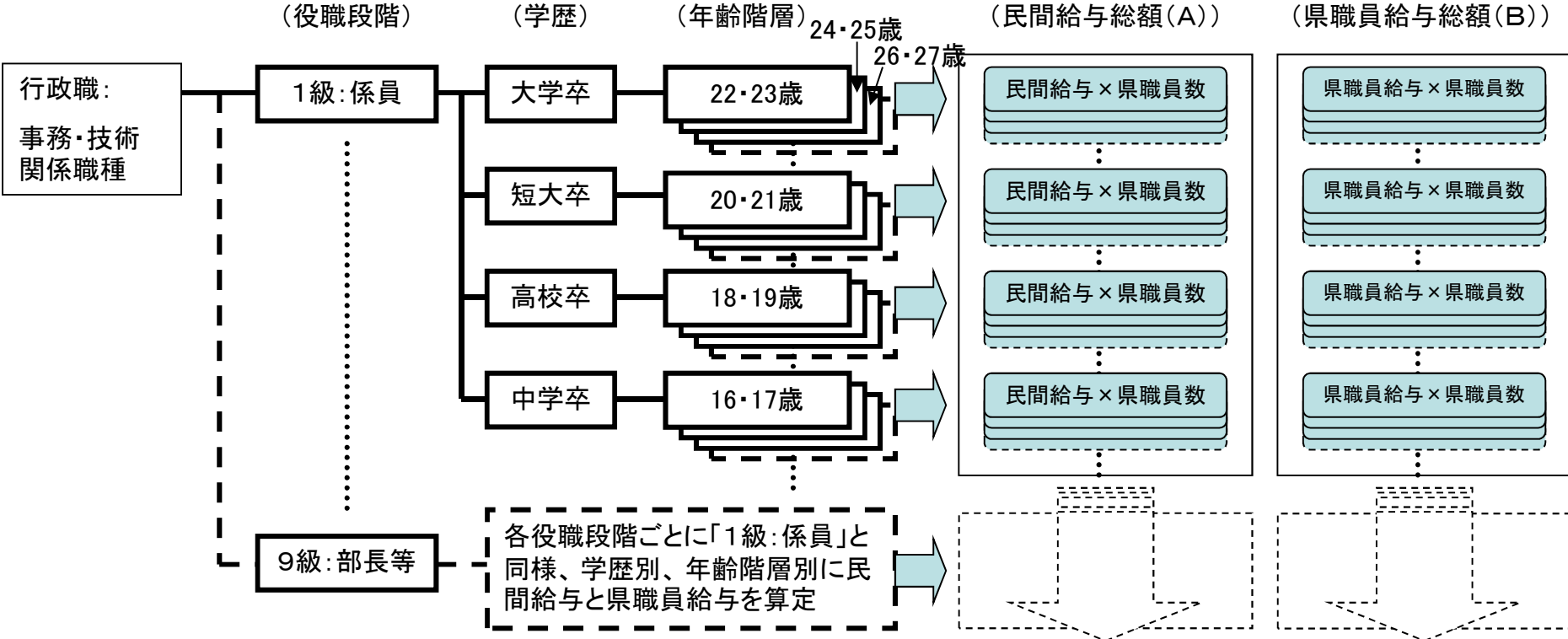
## 2 給与勧告の手順

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、職員給与の決定方式として定着しています。



### 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較しています。



**本年の較差 855円 (0.24%)** (算定方法) (a) - (b)

民間給与総額  
 ÷ 県職員総数  
 = 362,918円 (a)

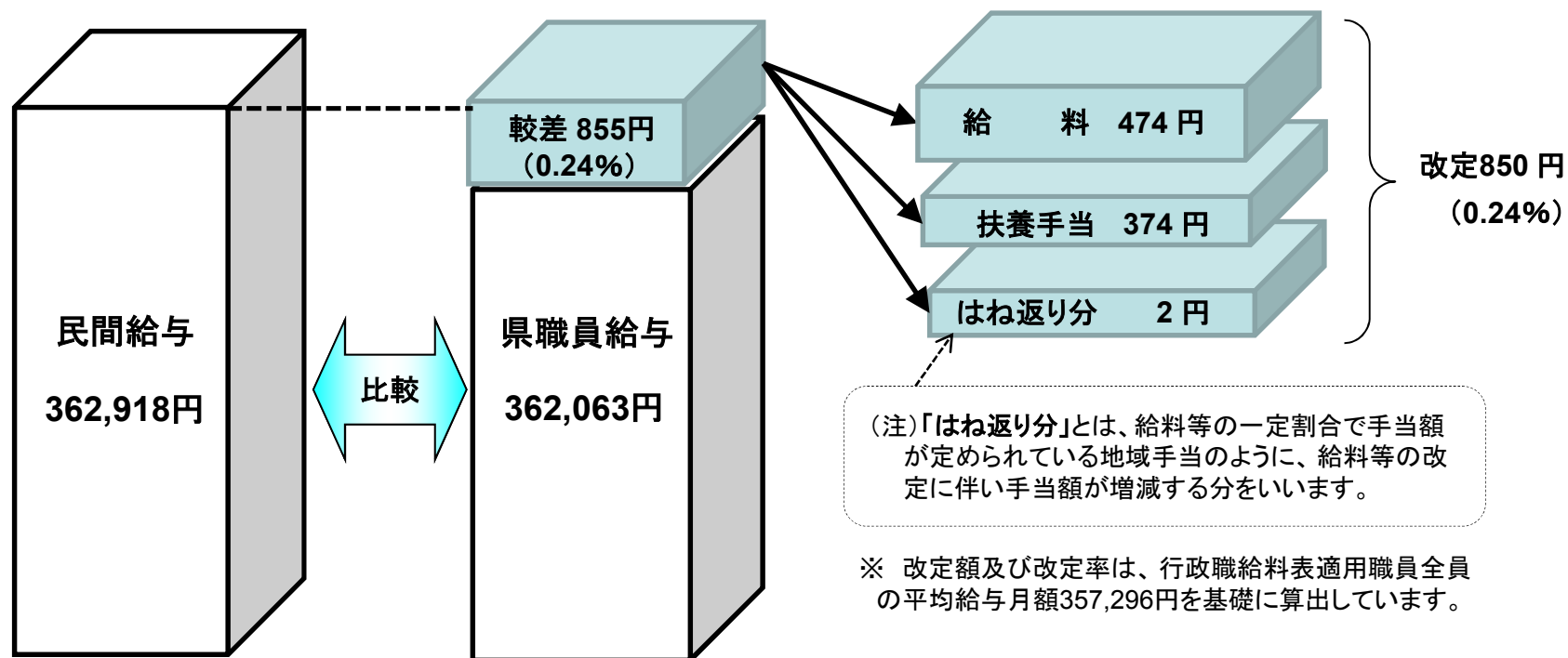
県職員給与総額  
 ÷ 県職員総数  
 = 362,063円 (b)

※民間、職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

## 4 民間給与との較差等に基づく給与改定

地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、これらの諸情勢を総合的に勘案した結果、以下のとおり月例給与の改定を行う必要があると判断しました。

### 【民間給与との較差と月例給与の改定】



(注)「はね返し分」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいいます。

※ 改定額及び改定率は、行政職給料表適用職員全員の平均給与月額357,296円を基礎に算出しています。

※ 扶養手当の改定額は、子に係る扶養手当を500円引き上げた場合(7,000円→7,500円)の試算値です。

※民間、県職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

## 5 本年の給与改定

### 1 給料表

- 行政職給料表  
民間給与との較差等を考慮の上、人事院勧告に準じて引上げ改定  
平均改定率0.2%、若年層に重点を置いた改定、初任給を1,000円引上げ
- その他の給料表  
行政職給料表との均衡を基本に、人事院勧告等に準じて引上げ改定

### 2 初任給調整手当

医師に対する手当について、人事院勧告に準じて所要の改定

### 3 扶養手当

1の改定を行っても民間給与との較差がなお残ることから、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の経過措置額について、所要の改定

### 4 期末手当・勤勉手当

- 民間の特別給の支給割合（4.38月）等を考慮の上、人事院勧告に準じて支給月数を0.1月分引上げ  
年間支給月数 4.30月分 → 4.40月分（0.05月単位で改定）
- 支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を考慮の上、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分

### 5 実施時期

- 給料表、初任給調整手当、扶養手当：平成29年4月1日から実施
- 期末手当・勤勉手当：平成29年12月1日から実施

## 6 職員のモデル給与例（扶養親族がない場合）

職務段階	年齢	現 行		改 定 後		年間給与の 増減額
		月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	
係 員	25歳	197,100円	4.30月	198,100円	4.40月	36,000円
	30歳	240,300円	4.30月	241,200円	4.40月	40,000円
係 長 級	40歳	324,700円	4.30月	325,100円	4.40月	41,000円
課長補佐級	50歳	384,700円	4.30月	385,100円	4.40月	49,000円
課 長 級	55歳	507,739円	4.30月	508,139円	4.40月	56,000円
部 長 級	58歳	621,745円	4.30月	622,145円	4.40月	71,000円

(注) 1 「月額」及び「年間給与の増減額」は、給料及び管理職手当を基礎に算出

（「課長級」については管理職手当の区分を五種（77,400円）、「部長級」については管理職手当の区分を一種（130,300円）として算出）

2 扶養親族がいる場合には、配偶者12,500円（部長級については10,000円）、子1人につき7,000円の扶養手当を支給

## 7 最近の給与勧告の状況

項目 年	月例給		主な改定内容（月例給）	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間 支給月数	対前年 増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ（H17実施） 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定（H18実施）	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ（H19実施）	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ	4.50月	0.05月	30千円	0.5%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の新設（H21実施）	4.50月	—	—	—
平成21年	△712円	△0.18%	給料表の引下げ	4.15月	△0.35月	△152千円	△2.4%
平成22年	△617円	△0.16%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ	3.95月	△0.20月	△88千円	△1.4%
平成23年	△1,057円	△0.28%	給料表の引下げ（H24.3.1実施）	3.95月	—	△17千円	△0.3%
平成24年	—	—	55歳を超える職員の昇給制度の見直し	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.95月	—	—	—
平成26年	936円	0.26%	給料表の引上げ（H26実施） 国家公務員の給与と制度の総合的見直しに準じた給与改定（H27実施）	4.10月	0.15月	70千円	1.2%
平成27年	472円	0.13%	給料表の引上げ、地域手当の引上げ	4.20月	0.10月	44千円	0.7%
平成28年	521円	0.15%	給料表の引上げ 配偶者等に係る扶養手当の引下げ及び子に係る扶養手当の増額（H29 実施）	4.30月	0.10月	44千円	0.8%
平成29年	850円	0.24%	給料表の引上げ、扶養手当の経過措置額について所要の改定	4.40月	0.10月	49千円	0.8%

（注） 1 平成17年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」並びに平成25年の「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出  
 2 平成23年及び平成27年の「改定率」は、定期人事異動後（各年5月）の職員給与に基づき算出。これらの年の「平均年間給与」は、平年ベースで算出